

足立区客引き行為等の防止に関する条例を公布する。

令和4年12月22日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第51号

足立区客引き行為等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区内における客引き行為等を防止することにより、区民等の平穏な生活を確保し、体感治安の向上を図ることで安全で安心な地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公共の場所 区内の道路、公園、広場、駅その他の不特定の者が通行し、又は利用する場所で公共の用に供するものをいう。

(2) 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して接近し、客となるように勧誘する行為をいう。

(3) 客待ち行為 前号に掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろする行為をいう。

(4) 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して次に掲げる役務等に従事するように誘引する行為をいう。

ア 人の性的好奇心に応じて人に接する役務

イ 専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務

ウ わいせつな映像の被写体となること。

(5) 勧誘待ち行為 前号に掲げる行為の相手方となるべき者を待つ目的で、うろつき、たたずみ、又はたむろする行為をいう。

(6) 客引き行為等 第2号から前号までの行為及び第7条第1項各号に掲げる行為をいう。

(7) ピンクちらし 次のいずれかのものを掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したちらし、ビラその他の物品をいう。

ア 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

イ 性的好奇心をそそる、人の下着姿、水着姿等の写真又は絵であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ウ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す文言

(8) 区民等 区内に在住し、滞在し、又は区内を通過する個人をいう。

(9) 事業者 区内において事業（その準備行為を含む。）を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(10) 飲食店等 事業者が行う事業のうち、次に掲げる営業をいう。

ア 客に酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

イ 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業

エ 店舗を設けて当該店舗において専ら異性の客に接触する役務を提供する営業（ウに該当する営業を除く。）

（運用上の留意点）

第3条 この条例の適用に当たっては、区民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

（区の責務）

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、警察その他の関係機関と連携し、公共の場所における客引き行為等の防止に係る必要な施策を実施するものとする。

(区民等及び事業者の責務)

第5条 区民等及び事業者は、客引き行為等を防止するため、区が実施する前条の施策に協力するよう努めるものとする。

(客引き行為等の禁止)

第6条 何人も、公共の場所において客引き行為等（次条第1項各号に掲げる行為を除く。以下この条において同じ。）をしてはならない。

2 何人も、他人に公共の場所において客引き行為等をさせてはならない。

(ピンクちらし配布行為等の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場所においてピンクちらしを配布し、又は掲示する行為

(2) みだりに住居等にピンクちらしを配り、又は差し入れる行為

(3) 前2号のいずれかの行為を行う目的でピンクちらしを所持する行為

2 何人も、他人に前項各号に掲げる行為をさせてはならない。

(重点地区の指定等)

第8条 区長は、公共の場所における客引き行為等を防止するため特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

2 区長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区の区域その他必要と認める事項を告示するものとする。

3 区長は、必要と認めるときは、その指定した重点地区の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更又は解除をした場合について準用する。

(客引き行為等を用いた営業活動の禁止等)

第9条 飲食店等を営む者は、第6条若しくは第7条の規定に違反する

行為をした者又はその他の者から紹介を受けて、当該行為を受けた者を当該店舗又は施設内に立ち入らせてはならない。

- 2 飲食店等を営む者は、公共の場所における客引き行為等の防止に関し、従業員への指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（客引き行為等をしない旨の申出）

第10条 飲食店等を営む者は、区長に対し、第6条及び第7条並びに前条第1項の規定に違反する行為（第20条を除き、以下「違反行為」という。）をしないことを約する旨の申出を行うことができる。

- 2 区長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出をした飲食店等を営む者に対し、必要な支援を行うことができる。

（指導）

第11条 区長は、公共の場所において違反行為をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

- 2 区長は、あらかじめ指定する者に前項の規定による指導を行わせることができる。

（警告）

第12条 区長は、重点地区において違反行為をしていると認められる者に対し、前条の規定による指導をした場合において、当該指導を受けた者が、当該指導に従わなかったときは、その者に対し、当該指導に係る違反行為を中止するよう警告することができる。

- 2 前項の規定による警告は、書面により行うものとする。

（公表）

第13条 区長は、前条の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる事項について区役所の庁舎前掲示場への掲示及び区のホームページへの掲載その他の方法により行

うものとする。

(1) 公表の日及び公表の期間

(2) 警告に従わなかった者の氏名及び勤務先（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

(3) 警告に従わなかった者の住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

(4) 警告に係る違反行為の内容

(5) 警告の内容及び正当な理由がなく当該警告に従わなかった旨

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 前項第1号の公表の期間は、区役所の庁舎前掲示場にあつては公表の日から起算して15日間、区のホームページにあつては公表の日から起算して90日間とする。

4 区長は、第1項の規定による公表を行おうとするときは、当該警告を受けた者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

（店舗等場所提供者への通知）

第14条 区長は、前条第1項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表に係る事実を通知するものとする。

（立入調査等）

第15条 区長は、第11条から前条までの規定及び第19条の規定による措置を行うに当たって必要があると認めるときは、違反行為をしていると認められる者の事務所、営業所その他の場所に立ち入らせ、必要な事項を調査させ、又は関係者に対し、当該違反行為をした者の氏名、住所その他必要な事項について質問させ、若しくは文書の提示その他の協力を求めさせることができる。

2 区長は、あらかじめ指定した職員に前項の規定による立入調査又は質問を行わせることができる。

3 第1項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(撮影)

第16条 第11条第2項により指定された者及び職員は、違反行為を現認したときは、ビデオカメラその他の機器で撮影し、記録し、及び保存をすることができる。

2 前項の規定により撮影された違反行為の記録は、第11条第1項の規定による指導をするとき及び第12条第1項の規定による警告をするときその他必要と認められるときに使用することができる。

(店舗場所提供者の措置)

第17条 区内に所在する建物を他人に提供する者(転貸する者を含む。以下同じ。)は、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 当該提供に係る契約(その更新の契約を含む。以下同じ。)の締結に際し、その相手方が当該契約に係る建物を飲食店等の用に供する場合は、違反行為をしない旨を約させること。

(2) 当該提供に係る契約において、当該契約に係る建物が飲食店等の用に供され、違反行為が行われた場合に当該契約を解除することができる旨を定めること。

(契約の解除等)

第18条 重点地区に所在する建物を他人に提供する者は、前条第2号に掲げる措置を講じている場合において、第14条の規定による通知を受けたときは、当該提供に係る契約を解除し、当該建物の明渡しの申入れをするよう努めるものとする。

(過料)

第19条 区長は、第12条第1項の規定により警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかつ

たときは、5万円以下の過料を科することができる。

- 2 区長は、前項の規定による過料の処分をしようとするときは、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

（両罰規定）

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を科することができる。

（警察署の長等への協力要請）

第21条 区長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、区の区域を管轄する警察署の長その他関係機関の長に対し、情報提供その他必要な協力を求めることができる。

（警察その他関係機関への情報提供）

第22条 区長は、区民等から提供された情報その他区が保有する情報のうち、この条例の目的を達成するために必要があると認めるものを、警察その他関係機関に提供することができる。

（委任）

第23条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第8条の規定による重点地区の指定に係る必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。